國學院大學学術情報リポジトリ

大嘗祭：陪膳采女の作法と祝詞を中心に：特集御代替りの歴史と伝統

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 岡田, 荘司, Okada, Shoji
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000516

大嘗祭
―陪膳采女の作法と祝詞を中心に―

岡田莊司

はじめに

九十年前、昭和の大嘗祭にあたり、折口信夫は本誌において、中央の神座（寝座）は天皇が資格完成のために物忌をする場所であり、神話に見える真床覆衾をかぶり、これを取り除いた時、「完全な天子様（天皇）」になられると論じられた。昭和の寝座秘儀説（マトコオフスマ論）のはじまりである。

・本誌三十四巻十一号（昭和三年十一月、御大礼奉祝号・下）、折口信夫「大嘗祭の本義ならびに風俗歌と真床覆衾」

昭和の戦後、この学説は当時流行していたオカルトブームも手伝って、無批判に学問世界に拡散していった。しかし、平安時代・中世の記録には、どこにもそうした秘儀説は書かれておらず、もっぱら神饌の御供進と直会が重要であると記録されている。

三十年前、平成の大嘗祭に際して、拙論では寝座は大神が来臨し泊まられる神の座であり、天皇といえども入ることのできない「見立ての座」であると論じた。

天皇が御飯・御酒をいただく直会の作法では、大神に対して天皇は頭を低く下げ、下位の者の作法である称唯（上位の者に

対して応答する作法で、オオという）をして恭敬の態度を示している（『江家次第』『天仁大嘗会記』）。これは大神と天皇との間に、侵すことができない上下関係があると認められ、折口信夫の寝座秘儀説を否定した。

・本誌九十巻七号（平成元年七月）、岡田「真床覆衾と〝國學院流神道〟」

・本誌九十巻十二号（平成元年十二月）、岡田「大嘗祭――〝真床覆衾〟論と寝座の意味」

このほか、本誌創刊一〇〇〇号記念、九十一巻七号「特集大嘗祭をめぐる諸問題」（平成二年七月）は、松前健はじめ國學院の院友研究者を含めた、学問集成の成果といってよいだろう。

三十年前の論議については、近著の第一部に収録した（『大嘗の祭り』学生社、平成二年の再録）。その後の本誌所収論考と新稿を加えて、第二部に収めた[1]。また、最近の研究では、斎藤英喜は折口信夫の昭和初期における「神道学者」としての時代性を論じ[2]、塩川哲朗は折口マトコオフスマ論の論議の展開について、詳細な検討を行っている[3]。さらに令和に入り、牟禮仁は大嘗祭論議の集成を刊行した[4]。

本誌の論考は、わたしにとって思い出深い発信の場になっている。今では厳しい批判は過去のものとなった。以上の前史を顧みながら、本稿では、この三十年の大嘗祭研究に漏れた事項と、補足すべき事項をとりあげ、論究することにしたい。

一、大化前代の新嘗・屯田と神郡・新嘗斎郡

大嘗祭の原形である畿外国郡の卜定を伴う新嘗は、天武二年（六七三）にはじまる。この時、悠紀・主基の郡司（評督ら）と人夫に賜禄があった[5]。平安時代の記録『儀式』『延喜式』などによると、悠紀・主基二郡の斎田から収穫される稲米の刈り取りから、上京と都の斎場まで、諸儀の先頭で奉仕したのは、斎郡の造酒児と呼ばれる神聖な女性である。彼女は地方豪族の系譜をひく郡の大領・少領の子女、未婚の女性のなかから卜定で選ばれた。

一方、大嘗祭の核心は、天皇による神饌の供進であり、その介添をし、食膳を大神に供える最後の所作についても、後述のとおり、郡司の子女出身である采女が奉仕した。天皇から大神への食膳奉仕の最初と最後において、造酒児・采女という、ともに古代地方豪族出身の郡司の子女が担当していることは重要である。

最初に大化前代の新嘗の形態を伝える文献二題をとりあげたい。

新嘗を寿ぐ宮廷歌謡が『古事記』の「雄略記」に収められている。雄略天皇の新嘗の豊明の酒宴の席で、伊勢の三重采女が献上した大御酒のなかに槻（欅）の落ち葉が入ったことを、天皇は怒ったが、采女は寿歌を奏して罪を許される。その寿歌には、景行天皇の都宮である「纒向日代宮は朝日の日照る宮、夕日の日駈ける宮、竹根の根足る宮、木根の根延る宮」であり、桧造りの「爾比那閇夜」（新嘗屋）のそばに茂った槻の枝は、上枝は天（高天原）を覆い、中枝は東（東国）を覆い、下枝は鄙（地方・畿外）を覆うことで、上中下の枝葉はそれぞれ引き継がれ、采女の捧げる杯（盞）へ落ちたことを、天皇への寿歌として奏した。国土平定をすすめた景行天皇の宮都である纒向宮と雄略天皇の長谷（初瀬朝倉）宮における新嘗の宮廷寿歌となって語り継がれてきた。

その都宮（纒向）から、そう遠くない場所に、天皇供膳と祭祀のための稲・粟を生産する「倭の屯田」が営まれた。新嘗の始原は、高天原における天上の御田に、粟・稗・麦・豆をもって陸田種子とし、稲を水田種子とし、天邑君を定め、始めて天狭田・長田に殖えられた（『日本書紀』神代第五段十一）。天照大神は神勅を下され、葦原瑞穂国は皇御孫命の治める国であり、この地に「吾が高天原にきこしめす斎庭の穂を以て、亦吾が児にまかせまつるべし」（『日本書紀』神代第九段二）と仰せ出されて御自ら営む御田の稲穂をくだされた。天照大神が直轄される天上の御田を地上に再現したのが「倭の屯田」である。

新嘗のため、稲・粟を生育する「倭の屯田」は「纒向玉城宮御宇」（垂仁天皇）の世に、「太子大足彦尊に科せて倭の屯田を定めしめたまふ、是の時に勅旨ありて、凡そ倭の屯田は、毎に御宇す帝皇の屯田なり、其れ帝皇の子と雖も、御宇すに非ずは掌ること得じ、とのたまひき」（『日本書紀』「仁徳天皇即位前紀」）とあり、皇御孫命である天皇に付属する田であることを伝えている。それは聖別された特別の田とされ、奈良時代以降「倭の屯田」は、宮内省管轄の官田として畿内の各所に営まれた（『養老田令』〈36条〉）。

天上「天狭田・長田」⇓大和の「倭の屯田」⇓大宝令「御田」⇓養老令「官田」

この「倭の屯田」に系譜を引く官田の稲穀と粟は、十月になると宮内省管下の大炊寮に収納された。供御の稲粟は、「凡そ

省営田の収納帳、官より省に下らば、すなはち大炊寮をして年中の供御の稲・糯・粟等の数を支度して省に申さしめよ、省すなはち官に申し、官、符を民部省に下し、充て奉れ、中宮・東宮もまた同じくせよ」（『延喜宮内省式』〈53〉）とあり、「凡そ供御の稲米・粟米は舂き備へて、日別に内膳司に送れ、中宮もまた同じくせよ、ただし東宮は主膳監に送れ」（『延喜大炊寮式』〈27〉）と、供御の米は、大炊寮から毎日、内膳司に送られ、天皇の食膳に用意されることになる。供御用の官田の稲粟は、六月・十二月神今食と新嘗の祭祀にも用いられた。

記紀神話に語られ、天下国土の領域統治に関係した神々である天神・国神は、畿外の神郡神社に配置され、さらに天社・地（国）社に祀られた。孝徳朝の大化五年（六四九）、伊勢度会・多気郡と常陸鹿島郡とに神郡（神評）が設定された（『皇太神宮儀式帳』『常陸国風土記』）。この時、伊勢・鹿島のほか、香取・安房・出雲・紀伊日前・筑前宗像の特定神社に八神郡が確定したと推定され、ついで全国的な郡（評）制が施行された。

これらは、七世紀後半の祭祀制の東西基本軸（東西の伊勢大神宮・杵築大社と畿内中央の大神神社）に据えられ体系化され、東方には、東北経営のための、太平洋東海上ルート（伊勢大神宮と安房神社・香取神宮・鹿島神宮）、西方には、大陸との交流・防衛のための、瀬戸内海西海上ルート（畿内住吉神社・日前国懸神社と宗像神社）とが組み込まれ、天武朝以降、畿内の神々を中心に、「天社・国（地）社」制を編成し、班幣祭祀を中核とした律令祈年祭祭祀制が形成されるとともに、とくに、のちの一代一度大嘗祭に匹敵する天皇親祭による畿外斎郡を設定した新嘗祭祀が成立した。[6] 令制以前の新嘗儀礼は、天皇直営の「倭の屯田」（のちの宮内省官田）で生育した稲・粟を用いて祭祀が斎行されたが、天武朝に入ると畿外の公郡が「斎郡」（臨時の神郡）として、郡司（大領・少領）とその子女、造酒児が奉仕する形式に改められた。

郡の大領・少領の未婚の童女が卜食で選ばれた造酒児は、稲穂を最初に刈る重要な役目を務め、抜穂の儀など稲の取扱いには慎重を極めた。従来の新嘗祭祀の形態である天皇の直営する御田を用いるという本義からは大きく変更することになる。こうした祭祀形態の変化の背景には、孝徳・斉明・天智朝廷における天皇への祟りと神々の禍災を除去しようとする循環型祭祀機能の構築が起因していた。斎田神事は、王権基礎の領域である畿内を出て、畿外の神郡編成と同意の臨時の斎郡・斎田を設定することで、天皇の統治と国家の領域支配を象徴的に儀礼化したものであった。

二、采女の職掌と祭祀作法

宮廷における天皇の食膳は、内膳司の男官によって調理され、その供膳は同じく内膳司の膳部と後宮の采女によって供された。日常の天皇食膳の供御と大嘗祭の祭祀奉仕役とは、連動しており、祭祀の中心的役割である神饌供進は、古くからの天皇内廷の組織が関与してきたことが、その職員構成からも、よく理解できる。(7)

大化前代に系譜をもつ、采女は舎人・膳部など、内廷の近侍集団として王権に仕えた。「大宝令」では、郡から差し出される女性の采女とともに男性の兵衛が組み合わせており、男女の協業が前提となって組織化されている。(8)

『延喜祝詞式』に収める御門祭の祝詞では、宮中において大宮売命に向けて、天皇の朝夕の御膳に仕える、「ひれ懸くる伴の緒」（後宮膳司の采女）と「繈懸くる伴の緒」（内膳司の膳部・男性）とが、ともに供膳を勤めるにあたり、咎過ちがあれば、「見直し聞き直し」をお願いする祈願文が載せられている。

先述のとおり、宮内省管下の大炊寮は、諸国から収められた舂米・雑穀を諸司に分給、また炊飯したものを送る（『養老職員令』〈42条〉）。これを受ける内膳司は、大化前代いらい内膳の負名氏族である高橋氏・安雲氏と、典膳六人、膳部四十人が、供御の膳の調理に預かった（『養老職員令』〈46条〉）。このほか、主水司は樽水・粥・氷室を用意し、内廷に供給しており（『養老職員令』〈53条〉）、大嘗祭などの祭祀にも加わることになる。

天皇の朝夕御膳の直接の供膳は、十世紀以後は侍臣の殿上人・蔵人が陪膳を務めたが、それ以前までは、女房の更衣・采女らの役目とされており（『寛平御遺誡』、『西宮記』、『侍中群要』巻三）、男性調理の担当のもと、平安時代前期までは、女性が供進に参画した。(9)

この女房のうち、采女の管理には、男官である采女司の職掌（令史一人、采部六人）とされていた（『養老職員令』〈52条〉）。采女は「其れ采女貢せむことは、郡の少領以上の姉妹及び女の、形容端正なる者をもちてせよ」（『養老後宮職員令』〈18条〉）とあるとおり、郡司の子女が選任され、後宮の水司（漿水〈粟米飯を水汁で漬けたもの〉・粥を奉ること、采女六人）と膳司（食膳を供える采女六十人）に配属された。「朱」説には「此司者、男官造了、進時共預知許歟何」（『後宮職員令集解』膳司条）とあるように、男官との協業の奉仕が周知され、膳司所属の采

女は内膳司の膳部の調理した食膳を、天皇のもとに供膳していくことが主な職掌であった。

大化前代の宮廷新嘗と采女との関係について、岡田精司は「国造的豪族層から人質として貢進される采女の手によって、諸国の国魂の象徴ともいうべき聖なる御酒・御饌が供進され、服属の証しとしての寿歌も同時に奏される儀礼があった」とされ、天皇は「諸国の国津神の依り代としての采女と同衾する」[10]聖婚儀礼を想定された。この新嘗祭における地方豪族からの食物供献礼を、岡田精司は服属儀礼といい、これを「ニイナメ＝ヲスクニ儀礼」と呼ばれたが、現在この学説は否定されている。[11]

こうした聖婚儀礼説の根底には、折口信夫[12]が論じたように、采女は巫女的性格を帯びたものという理解があるが、未だ論証は確立されていないという指摘がある。[13]また、『内裏式』条による神今食・新嘗・大嘗祭における聖婚説は否定されている。[14]

祭儀の中心は、天皇の所作である神饌供進が重要であることは、中世の公家記録の諸書に見えるが、さらに一条兼良の『代始和抄』には「神膳のことは、陪膳の采女もはら是を掌とる重事たるによつて兼日御習礼の事あり」と見える。天皇の供進一つ一つの作法の最後には、采女のなかの、筆頭の采女である陪膳采女が必ず介添えをした。

廻立殿より神殿に進む天皇の行列は、先頭に中臣、次に忌部・御巫・猿女と、神祇関係の負名氏がつづき、大臣・天皇・主殿官人二人・剣璽・宮内輔二人（『伏見院宸記』）によって構成される。悠紀御膳は卯日亥一刻（午後九時）に始まり、四刻に神殿を退く。神饌行立の列は次のとおり（『延喜式』巻七）。

（一）内膳司膳部伴造（火炬の樸盆）、（二・三）采女司采女朝臣二人、（四）宮主卜部（竹杖）、（五）主水司水取連（蝦鰭盥槽）、（六）主水司水部（多志良加）、（七）采女（『儀式』ほかでは後宮水司の典水、刷笥）、（八）采女（『儀式』ほかでは後宮水司の典水、巾笥）、（九）〈陪膳〉采女（神食薦）、（十）〈後取〉采女（御食薦）、（十一）采女（御枚手笥）、（十二）采女（飯笥）、（十三）采女（鮮物笥）、（十四）采女（干物笥）、（十五）采女（箸笥）、（十六）采女（菓子笥）、（十七）内膳司高橋朝臣（鰒汁漬）、（十八）内膳司安曇宿禰一人（海藻汁漬）、（十九）内膳司膳部（鰒羹坏）、（二十）内膳司膳部（海藻羹坏）、（二一・二二）内膳司膳部二人（羹堝案）、〈別に内膳司膳部一人、守棚のため行列に加わらず〉、（二三・二四）造酒司酒部二人（酒案）、（二五・二六）造酒司酒部二人（黒白酒案）、

以上の二十六名が行列に加わり、男性十六名、女性十名で神殿外陣まで進み、神饌を運ぶ。

神饌行立の列が、悠紀殿南庭に着くと、采女を管轄する（二）采女司采女朝臣が削木を持ち、「オーシー」と警蹕をかける（天皇は警蹕の声を聞くと、内陣に入り、巽の方角に向けて御座に着座される）。また、天皇日常の御膳を供するときにも、「オシ」という警蹕をかけることになっている（『侍中群要』巻三）。

〔御手水〕（五）～（八）の持参した手水用具が神殿に入り、後取采女から陪膳采女に渡された多志良加を執り、天皇の御手に御水が灌がれる（灌ぐこと三度）。

〔御祈請〕天皇の祈願文（現存最古の文面は『後鳥羽院宸記』に記載あり、後述）は、神饌供進の前に行われているが、近代以降、変化がみられる。明治四年（一八七一）『大嘗会雑記』によると「先御手水、次御供進、次祝詞〔太政大臣奏之〕、次御直会[15]」とある。『登極令』同附式にも、「次に御手水を供す〔陪膳、女官奉仕〕、次に神饌御親供、次に御拝礼、御告文を奏す、次に御直会」とあるので、近世以前の御祈請⇓神饌御供進から、近代以降の神饌御供進⇓御祈請へと、お供えを献じてから祈りがある近代の祭式作法に変更された。

〔神饌御供進[16]〕御祈請につづいて、（九）陪膳采女の運んだ神食薦、（十）後取采女の運んだ御食薦が、天皇御座の前に置かれた短畳にかかるように置かれる（『後鳥羽院宸記』の図面）。

御供進の作法は、天皇御座の前にある御食薦に、鰒汁漬・海藻汁漬・菓子筥・干物筥・鮮物筥・飯筥・御枚手筥・箸筥が置かれ、蓋が開かれる。箸筥に納められた箸六具のうち、一具は直会用のため残し、五具の箸（『天仁大嘗会記』によると、「屈レ竹以レ絲結レ之」とある）を用いて、順次、供膳がすすむ。

天皇の作法は、陪膳采女が天皇親供の介添をする。最初に天皇は御箸で、御前に置かれた御食薦の上にある御飯を枚手に盛る、これを天皇は陪膳采女に渡し、陪膳采女は神食薦に並べていく。ついで生物（『建保大祀神饌記』『伏見院宸記』によると、甘塩鯛・鮨鮑・雑魚（鮓）〈近世では烏賊〉・醤鮒〈近世では鮭〉）、干物（『建保大祀神饌記』『伏見院宸記』によると、蒸鮑・干鯛・堅魚・干鰺）、汁漬、果物（『建保大祀神饌記』『伏見院宸記』によると、干棗・搗栗・生栗・干柿）、さらに本柏に盛られた御酒を天皇は神食薦の上に置かれた枚手の上から灌ぐ。陪膳采女の御食薦・神食薦における所作については、御食薦に並べられた神饌を順に天皇自ら盛り、陪膳采女を介して神食薦上に供する。木村大樹は、神今食儀の事例について、「殿内に運ばれてきた神饌が神食薦に直接供されるのではなく、一旦御食薦に並べられて配膳されるという次第は、これら神饌が天皇自身からの奉り物であることを一層視覚的・象徴的に示す[17]」こ

とと論じている。『伏見院宸記』によると、天皇供進の所作について、「然者、毎度返レ箸之儀、不レ可レ有歟、依レ無レ隙也」とあり、箸の作法（悠紀殿の儀において五百回以上箸を使用）は、間隔をおかずに箸による盛り付けの作法がつづけられる。以上の所作で注意されることは、天皇が枚手に盛り付けた御膳は、直接、天皇が神食薦に納めるのではなく、すべて供膳は陪膳采女の手で供えられることである。

このあと米御粥・粟御粥を、天皇の手を経ずに陪膳采女が供える。

〔御直会〕天皇は拍手三度のあと、低頭し「おお」と称唯をし、御飯の米三箸・粟三箸、あわせて六度頂き、さらに御酒の白酒四度、黒酒四度を頂戴する。

〔撤饌〕陪膳采女は順次、神饌・用具を運んだ御筥を撤し、御食薦を撤する。最後に本柏と枚手に重ねられた神饌を神食薦の薦に巻き付け、撤去する。このとき、陪膳采女は平伏し、伊勢とは反対の方向に向けて祝詞を奏上する。

天皇が所作について「御暗誦」すべき事項の要点は次のような祭式次第であった。所作の順番覚えとして、東山御文庫所蔵・桜町天皇宸筆「元文三年大嘗祭笏紙」[18]には、その包紙上書に「大嘗祭次第　可レ秘」とあり、祝詞文のあと、

神供次第、よね・あは、平て左手にもち、右手してもる、十度、次、なまもの四種、からもの四種、おなし平てにもる、采女めのしる・あハひ、三はしつ、もちくハふ、十度、次、くだもの四種十二度、神酒四度、先白、のち黒、次、天皇三度手たゝきて、けいくつして称唯して、よね三はし、あハ三（は、脱カ）しなめてたつ、次、御酒、けいくつして三度、よこなから手たゝきて称唯して、かしらをかたふけてのむ、八度、

と所作の要点が記されている。

これまで神座秘儀説など、数々の論議があったが、ここでは東南（巽）に向けた、もう一つの神座について考えてみたい。神座の東におかれた御座の南の「短帖」を第二の「神座」（大神迎えの座）と呼んできたが、このことについて再考したい。

神事については、一条兼良が「まさしく天てるおほん神をおろし奉りて天子みつから神食をすゝめ申さるゝ事なれは一代一度の重事是にすくへからす」（『代始和抄』）とあるとおり、二つの神殿の神座（寝座）に迎えられたのは、天照大神一神のみである。

（表）「平安時代・中世前期　神今食・新嘗・大嘗祭　祭祀次第」

	記録名	種別	天子出御・還御	神座の設営	共食の作法
①	**内裏式（逸文）**	神今食		縫殿寮供寝具、天皇御之者、亥一刻・・・天皇御前座、内侍蔵人供御机、女嬬鋪短畳於御前、	奉御箸、拍手称唯執之、羞食御酒四坏、〔但十一月新嘗会八坏〕坏別拍手称唯、
②a	**儀式**	神今食		掃部寮允以上、女嬬等神殿鋪御畳・・・主殿寮供御寝具、	
②b	**儀式**	大嘗	（宸儀、還御廻立殿）	掃部寮以白端御畳加席上、以坂枕施畳上、・・・率縫殿・大蔵等官人奉置衾単於大嘗宮悠紀殿、	（薦享已畢）
③	**延喜式**	大嘗	（宸儀、還廻立殿〔其儀如初〕）	其室簀上加席、席上敷白端御帖、帖上施坂枕、…率縫殿大蔵等官人、奉置衾単於大嘗宮悠紀殿、…奠繒服案於悠紀殿**神座**上、	（薦享）
④	**九条年中行事**	新嘗		掃部官人（払筥）伝取、次納言参議等共舁坂枕参入、侍従以下大舎人以上、舁御畳参入、	（次第行事、具見於内裏儀式）
⑤a	**西宮記**	神今食	（還御寝所）	掃部寮積**神座**具、親王執筥、納言参議舁枕以下供畳、・・・縫司奉神御衣内侍供之	（暁膳畢）
⑤b	**西宮記**	新嘗		小忌次第奉神物、親王執打払筥、納言参議相向舁坂枕、・・・	
⑥	**新儀式（逸文）**	神今食	開中戸入御、・・・経**神座**北辺、著**神座**以東御座、	**神座**以八重畳三行、南北妻在中央、其東有御座畳、其東有短畳、但向東著御、	加御箸於御飯上、天皇拍手称唯執之、・・・・供御酒四度、・・・座（度）別拍手称唯、
⑦	**政事要略**	新嘗		納言参議相対舁坂枕、弁少納言中務宮内輔侍従内舎人相共舁神席、一々進神殿、	
⑧a	**北山抄**	神今食		納言参議舁坂枕・・・弁少納言以下・・・舁御畳参入、掃部官人四人・・・縫司供御寝具、	至供御膳儀、見内裏儀式并清涼抄、
⑧b	**北山抄**	大嘗	（宸儀、還御廻立殿）	掃部寮以**神座**御座、供于嘗殿、	薦享儀、見仁和記并清涼抄、神今食・新嘗祭等中、
⑨	**帥記**	（後三条）大嘗 1068		神殿内中央重置八重畳、々東西有机、・・・、巽角有半帖、	
⑩a	**江家次第**	神今食		納言参議舁坂枕・・・弁少納言以下・・・舁御畳参入、掃部官人四人・・・縫殿司供御寝具、	采女申、時至供御膳、儀見内裏式、
⑩b	**江家次第**	新嘗	宸儀開中戸入御東方、・・・経**神座**北辺、著**神座**以東御座給、	掃部官人執**神座**等参入、・・・内侍率縫司供寝具於**神座**上退出、御衾也、	

	記録名	種別	天子出御・還御	神座の設営	共食の作法
⑩c	**江家次第**	大嘗	入自中戸経**神座**西并北、著**神座**以東御座、		加御箸於御飯上、天皇頗低頭拍手称唯執之、羞飯如常、最姫目次姫供御酒八度、以坏居高坏、度別拍手称唯、
⑪	**天仁大嘗会記（江記）**	（鳥羽）大嘗 1108	経**神座**西北著御、如東座少巽、・・・次還御廻立殿、其儀如初、	掃部寮以**神座**供于嘗殿中央、〔中戸以北〕、其**神座**躰八重帖三行也、	天皇称唯・・・嘗御飯、三箸、余味不嘗、・・・奉天皇、天皇拍手、小低頭、〔粛敬又可有称唯歟〕御飯如此八度、
⑫	**大嘗会卯日御記（藤原忠通）**	（崇徳）大嘗 1123	主上入御自中戸・・・経**神座**西北両方、著御東御座、向巽・・・		天皇拍手称唯、以件箸嘗給之、三箸、臨此期奉居御座、予奉含之、・・・・入酒献天皇、天皇拍手、三度、称唯、頭ヲ右尓低天食之、
⑬	**兵範記**	（高倉）大嘗 1168		次供**神座**、下官并掃部寮相共奉仕之、…**神座**巽角又供神座半帖一枚、向巽也、其北敷御座半帖一枚、	
⑭	**建保神饌記**	大嘗	しはらくなかへたてのとの、みなみのにしのわきに、たたせをはしまして、神膳まいるうねへの警蹕のこゑをきこしめして、神殿へいらせをはします、・・・還御はしめのことし、		手をうち給事三度、そのはしをとりて御はんをきこしめすこと三度・・・天皇御手うち三と称唯してすこし御くしをたれてきこしめす、
⑮	**伏見院宸記**	（伏見）大嘗 1288	入中戸、経**神座**八重畳西北・・・揖着半帖、南面頗巽、・・・次揖右廻、起座出戸、其路如初、		次拍手三度、称唯、執件箸、嘗之三箸・・・拍手三度、称唯、以両手受盃、頗頭仰（傾ヵ）右飲之、如此惣八度、白四度黒四度、
⑯	**建武年中行事**	神今食	神殿に入御あり、**神座**の東に巽むきに半帖を敷て御座とす、笏正しくしてつかせ給、揖あり、	打払のはこ、さか枕、八重畳など、上卿参議弁・・・これを供す、かもんのかみ参て**神座**をしく、南枕にしく、・・・	なうあい（直会）の御はん御きまいりぬれば・・・
⑰	**（加茂）年中行事**	新嘗	宸儀執御笏入御、次閤中戸、経**神座**北、著御東半帖、東面小巽、・・・主上起座、右廻帰於寝所給、	中央敷八重帖一枚・・・、次供坂枕・・・、次鋪短帖於**神座**東、頗巽向、次鋪半帖於其北、・・・供寝具、件御衾・・・置於**神座**上、	宸儀拍手、唯執件箸嘗給三箸、〔余味不嘗御〕・・・、天皇度別拍手、唯頗位頭飲御、惣八度、〔神今食白四度黒四度〕

（表）「平安時代・中世前期　神今食・新嘗・大嘗祭　祭祀次第」（作成にあたり牟禮仁氏の協力をいただいた）を見てわかるように、「神座」とあるのは、（表）の、大嘗祭（③⑧b⑩c⑪⑫⑬⑮）、神今食（⑤a⑥⑯）、新嘗（⑩b⑰）と、すべて神殿中央の寝具を用意した寝座を「神座」と称している。天皇御座の前の座については、「短帖」「半帖」「短畳」「ミシカタタミ」と記されることが多い。

「短帖」を神座と呼んだ例は、⑬高倉天皇大嘗祭の『兵範記』仁安三年（一一六八）十一月二十二日条「次供二神座一、下官并掃部寮相共奉仕之、…神座巽角、又供二神座半帖一枚一、向レ巽也、其北敷二御座半帖一枚一」が、わずかの事例である。

伏見天皇宸筆『後鳥羽院宸記』に収録された神殿図の頭注には、「神食薦短帖上南端敷レ之、東西妻、／御食薦短帖上西端、迫二御座一敷レ之、南北妻、／或記曰、短帖神座歟、然而新儀式・清涼抄心不レ然、両食薦敷二短帖上一為二神座一者、何可レ然乎」とある。「或記」については、不詳であるが、これによると「新儀式・清涼抄」を参考に、否定的見解が示されており、後鳥羽上皇・伏見天皇は、第二の座は神座とは理解していなかったと推定される。拙論では、伊勢神宮御饌殿祭祀を事例に、「短畳」に掛けて御食薦・神食薦が置かれることは、伊勢遥拝のための供膳の場であり、神事の斎行により、「短畳」が大神迎えの座として機能するものと考えた。[19]

東山御文庫所蔵・霊元院宸筆『大嘗会神膳次第』[20]に収める、貞享度大嘗祭斎行記によると、（19丁裏）（20丁表）に神殿内部の神座図が二枚描かれており、ともに「御座」の前（南）に「神座」と書かれている。「兼連朝臣所持之図」とあり、卜部神道の吉田兼連に伝えられた記録とされる。近世前期において、大嘗祭指南の役である宮主を歴代務めた吉田卜部氏では、御座の前の短畳の部分は、第二の「神座」と認識されていたことになり、この影響は小さくない。神事の可視化と祭式化は、吉田卜部氏の得意とするところであった。

この「短帖」（半帖）は、中央の神座の東に、東向きに設けられていたが（⑥、後三条天皇大嘗祭に際しては、⑨『帥記』治暦四年（一〇六八）十一月二十二日条に「神殿内中央重置二八重畳一、々東西有レ机、…同殿内四角有二灯楼一、居レ台、巽角有二半帖一」と、巽（東南）の方角に設けられている（このち、⑪⑫⑮⑰も巽向き）。「短帖」の方角は伊勢神宮を強く意識したものであったが、同じく伊勢斎王の発遣儀においても、東・東南（巽）を意識した方角となっている。

斎内親王、伊勢へ出発にあたり、大極殿において、天皇の

「設二御座一、東向」、斎王の座は南向とある（『延喜掃部寮式』〈17〉）。巽の方角を意識しているのは、『江家次第』第十二「斎王群行」において、大極殿における斎王発遣儀では、「斎王座南、御座東少巽向、鋪二羽薦一枚一、子午妻」とある。大極殿の高御座の東に、天皇御座は東向きのやや巽方向と記されている。このことに関して榎村寛之は「寛治三年（一〇八九）九月十五日（後二条師通記）巽向」を掲げ、「『江家次第』の成立は十一世紀末頃であるから、およそ十一世紀を境に、天皇座は東から巽向きに変わったと考えられる」[21]と指摘されている。

堀河天皇のとき、『後二条師通記』寛治三年（一〇八九）九月十二日と十五日条の間に絵図が書き込まれ、「出御路／群行儀」とあり、南北が逆になっているが、屏風前に「摂政」座（摂政師実）、その南に巽に向けて天皇座（堀河）と、その東隣に巽に向けた「御幣」、さらに東に南面して、斎王座が描かれている。現存する大極殿群行儀の指図[22]に見える天皇座と神宮御幣が巽向きであることは、注目される。

このことは、大嘗祭・神今食・新嘗の「御座」と「短帖」にもいえることであり、この斎王発遣儀と大嘗祭⑨⑪⑫とは、ほぼ同じ後三条朝・堀河朝のとき、東から東南に、天皇御座の角度が変わったことになる。斎王発遣儀と大嘗祭とは、伊勢神宮を強く意識したものにほかならない。平安時代後期に御座は東南に移行したが、それ以前は長く、天皇親祭祭祀も斎王発遣儀も、東方角に向けての祭祀・儀礼であった。

平安時代末期、神宮禰宜によって編纂された『太神宮諸雑事記』には、伊勢の天照大神をさして「巽方太神」と呼んだ事例が、聖武天皇条に二例、淳和天皇条から村上天皇条まで七例を見出すことができる。これら九例は、崇りの告知の事項として記録されている。天照大神を「巽方太神」と称したのは、京の公家から見た方角であり、「巽方」（東南）を意識するようになる呼び名は、平安京遷都後からのことである。

三、神直日神と大直日神

以上の次第は、昭和当時の新聞にも記載され、広く国民に伝えられていた。『大阪朝日新聞』昭和三年（一九二八）十一月十五日号には、次のような記事が載せられている。

かくていよ〳〵至高の大祀中、最も森厳な至尊御親祭の神饌御親供の御儀は、神火の燈楼ゆらめく神代ながらの素朴な殿舎で始められる—まづ神食薦をはじめ八種の神饌を捧

持せる八名の女官は外陣に参入し—神饌を後取女官の手を経て陪膳女官に渡し、陪膳女官より陛下に奉れば、陛下には順次に之をうけさせられ、御飯、その他の神饌を御手づから皇祖並に天神地祇の御前に御親供遊ばされた。その次第を承るに、陪膳女官まづ御箸をとつて神饌の上に立て、更に柏の葉を合せ綴ぢたる葉盤一枚をとつて陛下には親しく神饌を三箸づつ葉盤に盛らせ給ひ陪膳女官の手を経て、御神前に捧げられた由にて、御刺身なども一片づつ御手づから御箸もて葉盤に盛らせられ、又御酒を献げられし場合には、まづ御瓶子をとらせられ、最初に白酒を、次に黒酒を、それ〳〵二度づつ献じたまふたとの御事である。御親供終らせたまふや、陛下には神前に額づかせたまひて後、御端坐のままにて御おごそかに国土の安穏と五穀の豊穣を祈念あらせらるる御告文を奏させたまふた。時に八時四十分、朗々たる玉音は柴垣の外までもひびき渡り、諸員は一斉に起立して頭を垂れ、心耳を澄ました。この時こそこの御儀の崇高森厳の極とも申すべき瞬間であつた。ついで御直会に移り、陛下には陪膳女官の参らする御箸をとらせられて、御飯の上に立てさせられ、御手を三度拍たせられて後御箸をとらせられ、これをきこし召させたまふこと御三度、更に御同様三度御手を拍たせられて後、白酒及び黒酒をきこし召させらるること御八度づつに及びしと拝承する。次いで陪膳女官は

まづはさみたまふべき物を後にはさみたまひ、およびもろ〳〵のとがありとも神なほび大直日にうけたまへ

と祈りを捧げ、かくて御親供及び御直会の儀を終らせられた。

神殿内における昭和天皇の所作は、詳細を極めている。さらに陪膳女官（采女）の祈り文まで、洩らさず載せられている。

陪膳采女の祝詞の文言は、平安後期、『天仁大嘗会記』（大江匡房の日記『江記』三巻のうちの一巻にあたる）天仁元年（一一〇八）鳥羽天皇大嘗祭において、神事最後の陪膳采女が神食薦を徹するときにあたり、「私祈曰、先可二挟給一之物ヲ後爾挟給比及諸咎有止毛神直保比大直保ニ受給へ」（『江家次第』も類似文あり）と奏上される。[23]

鎌倉時代の『建保大祀神饌記』にも「はいせん、神食のすこもをとらむとする時、ひそかにいのり申ていはく」、

まつ、はさみ給ふへき物をのちにはさみ給ひ、をよひ、も

ろ、ゝのとかありとも神なほひおほなほひにうけたまえ、

とある。その祝詞文に大異はない。陪膳采女奏上の所作については、『伏見院宸記』に「次陪膳申レ祝、頗向二戌亥方一、若向二神殿方一心歟、自二懐中一取出、折紙読レ之」とあるので、天皇は神饌供進の所作を巽（東南）の方角に向けて行うが、陪膳采女は供膳の座（天皇の介添として供進の作法があるので東向きに奉仕）とは逆の中央の神座（寝座）方向にあたる戌亥（乾・西北）に向けて読み上げる。皇祖天照大神に対しては、伊勢（東南）の方向を強く意識しつつも、陪膳采女の作法では、伊勢に背を向けた反対方向へ祈念の所作がつづけられている。その祝詞の文面は、供進の所作について誤り、咎があっても神直日神・大直日神に許しを請う内容になっている。

『大嘗会陪膳采女次第細記』（天理図書館吉田文庫四一—一二二）には、卜部「兼豊記」が引かれ、

陪膳、神の食こもをとらんとするあいた、私にいのりていはく云々、

是まん一前後、御はしのあやまりをしやし申の義なり、宮し、采女にをしへしむるなり、これ秘する事也、主基おなし、

とある。吉田卜部氏の宮主、卜部兼豊の伝では、万一、御箸の作法（順序などのこと）を誤ったとき、謝し申すこととする。

神直日神・大直日神については、伊弉諾尊が筑紫の日向小戸の橘の檍原に至りて祓除をされ、「号けて八十枉津日神と曰す、次に其の枉れるを矯さむとして神を生みたまひ、号けて神直日神と曰す、次に大直日神」（『日本書紀』神代上、第五段六）とある。大嘗祭・新嘗の前日には、鎮魂祭が斎行され、神八座と「大直神一座」が祭神とされ（『延喜四時祭下式』〈48〉）、官田の稲が供えられた（『延喜大炊寮式』〈4〉）。

宮中の平安を祈念する大殿祭では、「斎部宿祢某が弱肩に太繦取り懸けて、言寿き鎮め奉る事の、漏れ落ちむ事をば、神直日命・大直日命聞き直し見直して、平らけく安らけく知ろし食せと白す」（『延喜祝詞式』）と神威によって正しい方向へ直していくことを期待したもの。

さらに、宮中に祟る神が確認されると、『延喜祝詞式』記載「還却祟神」祝詞が奏上され、「皇御孫尊の天の御舎の内に坐す皇神等は、荒び給ひ健び給ふ事なくして、高天原に始めし事を神ながらも知ろし食して、神直日、大直日に直し給ひて、此の地

よりは、四方を見はるかす山川の清き地に遷り出て坐して、吾が地とうすはき坐せ」と申し上げる。宮中内廷の天皇そば近くでは、天皇に災いがおよばないように、神直日、大直日二神の神威が求められ、大嘗祭のもっとも大事とされた神饌供進儀の作法では、伊勢とは反対の方向に観念された二神への祈りが、重要な陪膳采女の秘儀であったといえよう。

四、天皇の「御祈請」

近代に制定された「登極令」附式、悠紀殿供饌ノ儀には、「次ニ神饌御親供、次ニ御拝礼、御告文ヲ奏ス、次ニ御直会」とつづく。神膳供饌と直会儀礼の間に、「御告文」を奏すことが明記されているが、その「御告文」については公表されていない。古い時代に定められた祝詞文が伝えられていたかどうか不明であるが、何らかの祈念の言葉は口伝で伝えられていたかもしれない。文献上その記録が残されている初出は、以下の（a）である。

（a）『後鳥羽院宸記』別名「大嘗会神饌秘記」（『神道大系・践祚大嘗祭』所収）、鎌倉時代前期（建暦二年・一二一二）に後鳥羽上皇から順徳天皇に伝えられた大嘗宮悠紀殿・主基殿において祈請する「秘蔵」の詞である。これについて「此事最秘蔵事也、代々此事不レ載二諸家記一、又無二知人一歟、殊秘蔵為事也、」とある。

坐二伊勢五十鈴河上一、天照大神又天神地祇諸神明白、朕因二皇神之広護一、国中平安、年穀豊稔、覆二寿上下一、救二済諸氏[23]一、仍奉レ供二今年新所レ得新飯一如レ此、又於二朕躬一、攘二除可レ犯諸災難於未萌一、不祥悪事遂莫二犯来一、又於二高山深谷所々社々大海小門[用]一而記レ名厭祭者皆盡銷滅而已、

（b）京都御所・東山御文庫所蔵、霊元天皇宸筆『大嘗会神膳次第』、文正元年（一四六六）十二月、後土御門天皇大嘗祭にもとづく記録である。「次、御祈請の事あり、其詞云[24]」

伊勢乃いすゞの河かみに於ハしますあまてる御神、あまつやしろくにつやしろのもろ〳〵　乃神たちに申て申さく、御いミな、われ諸神のひろきまもりによりて、国の中たいらかに、年穀ゆたかにして、たかきいやしきをおほひ、もろ〳〵の民をすくはん、よりて、ことしあらたにえたる所

のにゐをものをたてまつる、
又、身のうへにおかすべきわざハひを、未萌にはらひのぞきて、さりなバあしき事をかしき来たる事なからん、又、たかき山ふかき谷、所々名をしるしてまじなひまつらん物、みなこと〳〵くに、けちほろぼさん事、これ天神地祇のあつきまもりをかうぶりていたすべきもの也、

（c）京都御所・東山御文庫所蔵、桜町天皇宸筆『大嘗祭次第』、元文三年（一七三八）十一月「大嘗祭御笏紙」に記されている。

伊勢のいすゞの河上に御座す天照太神、天津やしろ国つ社のもろ〳〵の神たちに申て申さく、昭仁、諸神の広きまもりによりて、国中たひらかに年穀ゆたかにして、たかきいやしきをおほひ、もろ〳〵の民をすくハむ、よりてことしあらたにゑたるところのにゐおものをたてまつる、又、てる仁か身の上におかすへきわさハひをハらひのそきて、さりなはあしき事をかしきたる事なからん、又、たかきやま、ふかき谷、ところ〳〵名をしるして、ましなゐまつらんもの、ミなけちほろほさん事、これ天神国つやしろのあつき守りをかふむりて、いたすへきもの也、と恐ミ々ミも申て申さく、

「御祈請」は、平安時代以降、鎌倉時代初期の成立とするのが文言から見て妥当であろう。その前半は、新穀豊穣への感謝の祈りであり、後半は、国土に災いが起こらないように祈念する。（a）は高き山・深き谷・所々と社々および大海・小川、（b）（c）とも、高き山・深き谷・所々とある。ここから読み取れることは、自然災害への対応であり、古代の神観念を強く反映している。天皇へ祟り・災いがふりかかるという認識は、古代の循環型祭祀体系のなかにある。天皇の身体に災いが起こることは、国土の個別区域における神々の祟りに起因しており、恒例の六月・十二月御体御卜儀の奉告とも深い関連性をもっている。[25]また、文言の「厭」「まじない」は、現代から見ると、呪い、呪術・妖術の意味に解釈されるが、平安時代においては、祈りの表現といえる。

大嘗祭は、新嘗祭と同じく秋の収穫を感謝するとともに、山谷・海川の自然が鎮まるようにと祈念するもので、日本国土に生きる人々の祈念が共有されている。このことは、大嘗祭が稲の祭りであるとともに、粟の祭りが「秘事」とされてきたことでも証明できることである。[26]

おわりに

本稿では、天皇の所作と陪膳采女の介添えを中心に、祭祀の真義について考察した。東山御文庫所蔵『大嘗会神饌次第』霊元院宸筆「後土御門院御作」、文正元年（一四六六）の後土御門天皇の言として、[27]

神殿の西北をとをらせ給ふとき、御裾のつくゑなどにか、らぬ様に、よく御進退あるべし、御座揖の〻ち、御裾を引よせらる〻儀あるべからず、これ神前におそれましますゆへなり、およそ神殿の事ハ、またしく神ますがごとくの礼、げんでうなるべき事なり、いかにも御心を正しくせらるべし、

神前における所作の注意事項が書かれている。同書の「後土御門院御作」最後には、「神膳の次第においてハ、尤肝心といふべき歟、能々秘蔵あるべき者也」とある。また、近世の再興に尽力された霊元上皇は、「神膳ノ間ノ事、能々御暗誦有ル可シ、主上御作法ノ大事、只此ノ事ニ有リ」と記して、ともに神膳供進を大事とする見解が示されている。

以上を書き終えたところで、半世紀近い、わたしの大嘗祭論を考えたとき、もう一度折口信夫大嘗祭論に戻ってきてしまう。大正の学問形成期に、マレビト論が確立していた折口は、昭和初期の時代性とはいえ、受霊論（神威を頂くという意味で、受霊論は理解できるが、神そのものになる即神論としての受霊論は認め難い）になぜ走ったのか。一世紀近い前に、マレビト論を据える折口には、中世公家社会の記録にはじまり、昭和三年の新聞まで、神膳供進の作法のことは熟知していたと思われるが、これを一蹴していったのは何故だろう。まだ回答は闇のなかにある。……

但し、昭和から平成へ、そして令和へと、大嘗祭論議の結果、近代日本の学問史の方向性が大きく修正されていったことだけは確かなことである。

（令和大嘗祭の二カ月前に）

注

（1）岡田莊司『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館、平成三十一年。

（2）斎藤英喜『折口信夫』ミネルヴァ書房、平成三十一年。
（3）塩川哲朗「「真床襲衾」をめぐる折口信夫大嘗祭論とその受容に関する諸問題」（『國學院大學　校史・学術資産研究』十一号、平成三十一年）。
（4）牟禮仁『資料集　大嘗祭論抄・全』神社新報社、令和元年。
（5）岡田莊司「天武朝前期における天皇新嘗と伊勢斎王」（『古代の信仰・祭祀』竹林舎、平成三十年）。
（6）岡田莊司「古代神祇祭祀体系の基本構想―天社・国（地）社祭祀制―」（『神道宗教』二四三号、平成二十八年）。
（7）和田英松『新訂　官職要解』（講談社学術文庫、所功校訂、昭和五十八年）、浅井虎夫『新訂　女官通解』（講談社学術文庫、所京子校訂、昭和六十年）。
（8）仁藤敦史「トネリと采女」（『古代王権と支配構造』吉川弘文館、平成二十四年、初出平成十七年）、伊集院葉子「采女論再考」（『日本古代女官の研究』吉川弘文館、平成二十八年、初出平成二十四年）。
（9）佐藤全敏「天皇の食事と贄」（『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、平成二十年、初出平成十六年）。
（10）岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」（『古代王権の祭祀と神話』塙書房、昭和四十五年、初出昭和三十七年）。
（11）岡田莊司「昭和後期、古代神祇祭祀論をめぐって―岡田精司氏の学説―」（『神道宗教』二五四・二五五合併号、令和元年）。
（12）折口信夫「宮廷儀礼の民俗的考察―采女を中心として―」（『折口信夫全集』十六、中央公論社、昭和三十一年、初出昭和七・八年）。同論考は、昭和七年十一月『國學院大學紀要』と同八年八月『國學院雑誌』に掲載されたもの。
（13）伊集院葉子、注（8）論考。
（14）岡田莊司「『内裏式』逸文「神今食」条について」「『内裏式』逸文をめぐって・再考」（『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館、平成三十一年）。
（15）所功『近代大礼関係の基本史料集成』国書刊行会、平成三十年。
（16）川出清彦『大嘗祭と宮中のまつり』（名著出版）、安江和宣『大嘗祭神饌御供進儀の研究』（神社新報社、令和元年）、木村大樹「神今食の神饌供進儀に関する考察―大嘗祭卯日神事と関連して―」（『神道研究集録』三一輯、國學院大學大学院、平成二十九年）、同「大嘗祭の神饌供進儀における「秘事」の継承」（『神道宗教』二五四・二五五合併号、令和元年）。
（17）木村大樹「神今食の神饌供進儀に関する考察―大嘗祭卯日神事と関連して―」（『神道研究集録』三一輯、國學院大學大学院、平成二十九年）。
（18）宍戸忠男氏の御教示による。
（19）岡田莊司「大嘗祭祭祀論の真義―遥拝・庭上・供膳祭祀―」（『大嘗祭と古代の祭祀』吉川弘文館、平成三十一年）。
（20）宍戸忠男「貞享度大嘗祭再興攷―東山御文庫蔵霊元院宸筆御記を基として―」（『神道宗教』二五四・二五五合併号、令和元年）。
（21）榎村寛之「斎王発遣儀礼の本質について」（『律令天皇制祭祀の研究』塙書房、平成八年）。また、発遣儀の大極殿図（一八四頁）参照。
（22）『大日本古記録　後二条師通記』上、岩波書店、二八二頁・図版参照。
（23）中尾瑞樹「大嘗祭〈本義〉考―陪膳采女の祝詞をめぐって―」（『論究日本文学』六十二、平成七年）、斎藤英喜「大嘗祭―もう一つの秘儀―」（『アマテラスの深みへ』新曜社、平成八年）、中尾瑞樹「祓のテオロジー―卜部家の『日本書紀』研究と祓神学」（『日本文学』四十七巻五号、平成十年）。
（24）宍戸忠男、注（20）論考。
（25）岡田莊司「天皇と神々の循環型祭祀体系―古代の祟神―」（『神道宗教』一九九・二〇〇合併号、平成十七年）。
（26）岡田莊司「稲と粟の祭り―大嘗祭と新嘗」（『大嘗祭と古代の祭祀』吉

川弘文館、平成三十一年、初出平成三十年）。

（27）宍戸忠男、注（20）論考。

〔付記〕校正中に宮内庁より「大嘗祭の儀関係資料・御告文（先例）」が公表された。論文中の天皇「御祈請」文（a）（b）（c）のほかに、東山御文庫本の元文三年「大嘗祭作法覚次第」、寛延三年桃園天皇および年次不詳の御祈請文が公開されたが、（b）（c）とほぼ同文である。